

林俊夫・弁護士著 暮らしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 2 月号を読む

### 教育を受ける権利—内申書と生徒の学習権—

1. (1) 高校入試の季節である。入試を控えた受験生本人はもとより、その家族の方々にとっても大変な時期であろう。  
(2) そして、この時期に気になるのが内申書(法律上は調査書という)である。  
(3) その内申書の記載をめぐって深刻な事態を生じた事件がある。
2. (1) 昭和 46 年、東京都の K 中学校のある生徒が都立高校と私立高校を受験したが、いずれも不合格となった。  
(2) その入試の際に、右中学校から提出された内申書には、3 項で C 評定がなされ、その理由欄には「この生徒は K 中全共闘を名乗り、機関紙を発行し、文化祭ではその粉碎を叫んで校内に乱入しビラをまいた。  
(3) 大学生 ML 派の集会にも参加している。  
(4) 学校当局の指導や説得もきかずに、ビラを配り、落書きをした」旨の記載がなされていた。  
(5) そこで、その生徒は、自分が不合格になったのは、右内申書の記載が原因であるとして、かかる内申書の作成・提出行為は、思想・信条を理由に教育上の差別的取り扱いを行うものであり、進学を保障される権利の侵害を受けたと主張して、東京都と区に対し国家賠償を請求した。
3. (1) 第一審判決(東京地判昭 54・3・28)は、ほぼ右生徒の主張を認め、右内申書を違法であるとしたが、控訴審判決(東京高判昭 57・5・19)は、中学校側の広汎な裁量権を認め、右内申書は違法でないとした。  
(2) そして、最高裁は次の理由で右生徒の主張を排斥した(最判昭 63・7・15)。  
(3) ①本件内申書は、右生徒の思想・信条について記載したものとはいえない。  
②内申書は学力調査の成績と共に入試の資料とされるものであり、生徒の学力のほか、性格、行動を把握しうる客観的事実を公正に記載すべきものであるが、本件内申書では右客観的事実が記載されているといえる。  
(4) この事件では、生徒の「学習権」と教師の「教育評価権」が対立したが、第一審判決は前者を、控訴審判決および最高裁判決は後者を優先させる立場をとったものといえる。
4. (1) 確かに、教育評価権も教師の教育の自由の一側面として軽視されるべきではない。  
(2) しかし、憲法 26 条は国民の教育を受ける権利を保障しており、生徒の学習権は憲法上の重要な権利である。

(3)そして、右学習権には、高校に進学し教育を受ける権利も当然含まれるのである。

(4)従って、教師の教育評価権は、あくまで生徒の学習権を前提とし、その適正な保障のために機能すべき権利であると考えべきである。

(5)その意味で、内申書制度は、本来的に生徒の学習権の継続的保障を図るために出身校における平常評価を生かすシステムでなければならない。

5. (1)また、その記載内容が本人や親に開示されない現行の制度の下では、内申書の存在が生徒の学校での日常活動を委縮させる危険もあるので慎重な運用が望まれる。

(2)特に、内申書を生徒に対する報復的手段として用いることは、真の教育に反するばかりか、生徒の学習権侵害として違憲であると考ええる。

#### <コメント>

憲法第 26 条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」生徒の学習権は憲法上の重要な権利、そして、この学習権には高校に進学し教育を受ける権利も当然含まれる。従って、教師の教育評価権はあくまでも生徒の学習権を前提とし、その適正な保障のために機能する権利である。内申書制度は未来的に生徒の学習権の継続的保障を図るために出身校における平常評価を生かすシステムでなければならない。この立論は、「深い理解」に基づくものと考ええる。

2024 年 5 月 2 日(木)林明夫